

告示第 43 号

太子町福祉医療費助成事務取扱細則（昭和 59 年告示第 38 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 25 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 2 条第 1 号中「第 5 号」を「第 4 号」に、「第 10 号」を「第 8 号」に、「第 12 号」を「第 10 号」に、「第 14 号」を「第 12 号」に、「第 15 号」を「第 13 号」に改め、同条第 5 号中「第 16 号」を「第 14 号」に改める。